

山口市すこやか長寿対策審議会の公募委員選考実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、山口市すこやか長寿対策審議会の委員を市民から公募するため、公募委員選考委員会(以下「委員会」という。)を設置するとともに、公募委員の選考方法及び選考基準並びに公募委員の決定について定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は健康福祉部長を、委員は次の各号に掲げる職をもって充てる。

- (1) 健康福祉部次長
- (2) 高齢福祉課長
- (3) 基幹型地域包括支援センター所長
- (4) 介護保険課長
- (5) 健康増進課長
- (6) 指導監査課長

(委員会)

第3条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

(選考方法)

第4条 選考の方法は、作文により行う。

(採点の基準及び採点)

第5条 作文の採点の基準については、次の各号に掲げる評価項目により行い、当該各号に定める点数配分により採点を行う。

- | | |
|---------------------------|-----|
| (1) 作文の主旨は、論理的かつ明確であるか | 20点 |
| (2) ユニークな発想、具体的な手法等があるか | 20点 |
| (3) 市民としての視点を持っているか | 20点 |
| (4) 山口市の高齢者対策に取り組む熱意が伺えるか | 20点 |
| (5) 用語は正確・適正に使われているか | 10点 |
| (6) 誤字、脱字はないか | 10点 |

2 採点は別表の選考基準表に基づいて採点する。

(委員の選考)

第6条 委員会は、前条第1項の基準により採点した各選考委員の合計点数の上位者より若干名を公募の委員として選考する。

2 委員会は、前項により選考した結果を市長に報告する。

(委員の決定及び通知)

第7条 市長は、前条第2項の結果に基づき公募の委員の採否を決定し、各応募者ごとの決定結果を全ての応募者に通知する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、健康福祉部介護保険課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年12月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年1月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年11月16日から施行する。